

## こんなシグナルを出している人がいませんか

### ○子どもからのシグナル○

- ・不自然なアザややけど、打撲がある
- ・極端にやせている
- ・服や体がいつも汚れている
- ・顔に表情がなく、大人を見るとおびえる
- ・行動に落ち着きがなく、乱暴な行動が多い



### ○保護者からのシグナル○

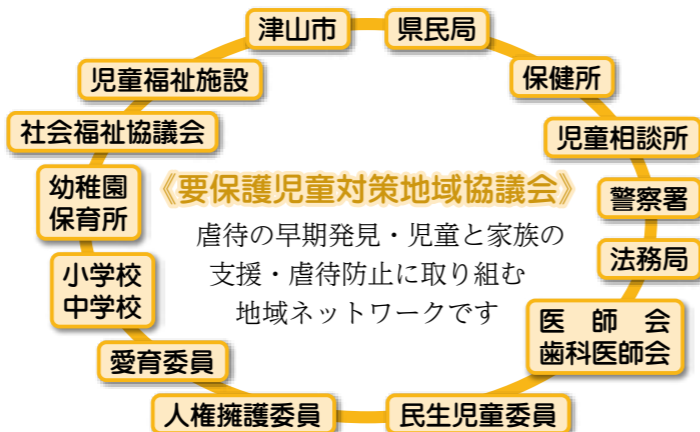
- ・子どもの健康や安全を配慮していない
- ・家の内外が極端に散らかっていて、不衛生なまま
- ・子どもを家に置いたまま、外出することがある
- ・いつも、イライラして子どもに当たる
- ・地域との交流がなく、孤立している



**事例3 (心理的虐待)**  
 C児は、幼い頃から父親が母に日常的に暴力を振るう場面(DV)を目撃しています。また、何度も、母親と一緒に施設などに避難して、学校へ通えない状態になりました。そのため、学力の低下に加えて、人を信じられないなど、他人との交流や信頼関係の形成が苦手になりました。



センター「さん・さん」に寄せられています。

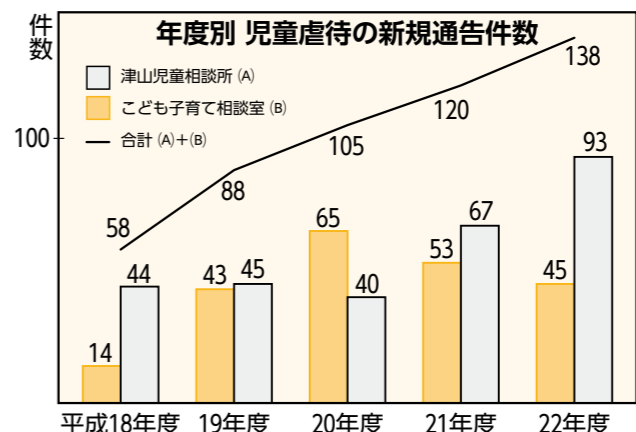


## 児童虐待の4つの種類

虐待の種類	説明
身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
性的虐待	性行為の強要、ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト(育児放棄)	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置するなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前でDV(ドメスティック・バイオレンス)を行うことなど

児童虐待とは、保護者がその監護する18歳未満の子どもに対して行う虐待のことで、次のとおり、大きく4つの種類に分けられます。

## 児童虐待とは



《新規通告は増加傾向》  
 津山市の児童虐待の新規通告件数は増加傾向にあります。津山市の児童虐待の通告先はこども子育て相談室と津山児童相談所の2カ所です。それぞれの年度別新規通告件数とその合計の推移は次のグラフのとおりです。

現在、市には、虐待を受けている子ども(被虐待児)、約190人が登録されています。これは18歳未満人口の約100人に1人が虐待を受けているという計算になります。

## 連絡先

こども子育て相談室  
 平日午前8時30分～午後5時15分 ☎32-7027  
 その他の時間や休日の虐待通告 ☎32-2170 (市当直)  
 津山児童相談所 ☎23-5131

## お願い

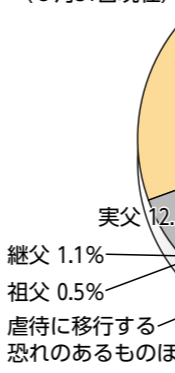
「もしかしたら虐待かも?」と思ったら、  
 勇気をもって相談を

児童虐待は家庭を取り囲む複雑な要因から生じる暴力・育児放棄といったことが、力の弱い子どもに対して向かってしまうことです。わたしたちは、日々さまざまなストレスの中で生活していて、こうした児童虐待はどこにでも起こりうるのです。大切なことは、こうした児童虐待が身近で起こっているかもしれないというアンテナを張り、シグナルを発している子どもや保護者に地域が気づくことです。そして、虐待を受けていると思われる子どもを見つけたとき、または、ご自身が出産や子育てに悩んだり、不安に思うときには相談をしてください。相談は匿名で行うこともできます。相談者や相談内容は決して知られることはありません。相談によって子どもを虐待から守ると同時に、虐待を行った保護者への支援にもつながります。

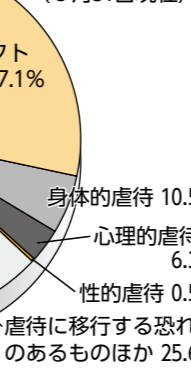
**事例4 (近隣住民が通告して解決)**  
 母親のDさんは、よく子どもの昼寝中に買い物に出掛けています。母親の留守中に目覚めた子どもがDさんを探して大泣きしていたことから、近隣住民が通告しました。関係職員が子どもの安全を確認後、Dさんの帰りを待つ面談を行いました。Dさん自身に子どもを置いて出掛けることが虐待になるという認識がなかったため、これも虐待になることを説明。Dさんはこれ以降、子どもを置いて出掛けることはなくなりました。また、近隣住民もDさんに声掛けなどを行い、地域での見守りが出来るようになりました。



## 虐待者別割合



## 虐待種類別割合



《虐待種類はネグレクト、虐待者は実母がトップ》  
 現在、市に登録されている被虐待児の虐待内容は次のとおりです。

## 事例1 (ネグレクト)

A児は学校で給食の時おかわりをたくさんする食欲旺盛な子どもだと思われています。しかし、長期の休みが明けると、いつも体重が減少するA児を心配した教師が問いただしたところ、家庭では十分な食事を与えられていませんでした。



## 事例2 (ネグレクト)

B児は学校を長期にわたって欠席しています。学校は両親に連絡をしますが、なかなかつながらず、家庭訪問しても親やB児に会えないことが続きました。



《DVも児童虐待につながる》  
 子ども自身に直接的な虐待が及んでいなくても、心理的には虐待を受けているケースにDVがあります。DVとは、配偶者やパートナーから受ける身体的・精神的・性的・経済的・社会的暴力などのことです。DVによって子どもがPTSD(心的外傷後ストレス障害)を引き起こしてしまうケースもあるのです。国の調査によると、DV家庭の子どもの3人に1人は、親が配偶者に暴力を振るっていることを認識しているとしています。市では、年間延べ1200件のDV相談がこども課や津山男女共同参画